

生広第9号

生駒市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築・運用業務委託に係る
公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和5年4月17日

生駒市長

下記業務について、公募型プロポーザル方式により業者選考を実施するに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

1 業務名

生駒市 LINE 公式アカウント情報配信システム構築・運用業務委託

2 業務内容

別紙仕様書のとおり

3 業務期間

契約締結の日から令和8年8月31日まで

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (4) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない

団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 公示日現在から過去5年以内に、国、都道府県又は市若しくは特別区において、LINE公式アカウントに関するサービスの導入及び運営業務の実績が10以上あること。共同事業体での応募の場合は、グループ構成員のうち少なくとも1者が実績を満たしていること。
- (8) LINE株式会社の認定パートナー(LINE Biz Partner)のうち「Technology Partner」として認定されていること。共同事業体での応募の場合は、グループ構成員のうち少なくとも1者が認定されていること。
- (9) 共同事業体にあっては、1の代表構成員と1以上の構成員により構成されるものとし、以下の全ての条件を満たしていること。
- ア 全ての構成員が、上記(1)から(6)までに掲げる条件を満たしていること。
 - イ 構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独により本プロポーザルに参加していないこと。
 - ウ 構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
 - エ 本プロポーザルの企画提案書等の提出時より前に、共同事業体を成立させていること。
 - オ 業務完了時まで、代表構成員の変更がないこと。
 - カ 本プロポーザルの企画提案書等の提出時から契約締結時までには、構成員の変更がないこと。

5 提出等

- ① 提出期限 令和5年5月10日(水)16時まで(必着)
- ② 提出場所 生駒市役所市長公室広報広聴課
- ③ 提出方法 紙媒体で用意し、持参又は郵送で提出すること。郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。